

公印省略

2 薬第 3 2 2 5 号

令和 3 年 3 月 3 0 日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長

(監視係)

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部改正について (通知)

このことについて、本日、福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (令和 3 年福岡県条例第 8 号。以下「改正条例」という。) を別添のとおり公布いたしましたのでお知らせします。

記

1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 63 号。以下「改正法」という。) 等の制定により、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が創設されることに伴い、当該認定の申請等に対する審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の申請等に対する審査に係る手数料について定めるほか、この条例中で引用している医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。) 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 (昭和 36 年政令第 11 号) に条項移動が生じたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであること。

3 公布日

令和 3 年 3 月 3 0 日

4 施行期日

令和 3 年 8 月 1 日から施行する。ただし、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の申請に係る改正条例第 1 条の規定については、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

5 留意事項

- 改正法附則第 12 条第 7 項の規定による改正後の医薬品医療機器等法第 6 条の 2 第 2 項の規定の例により行われる地域連携薬局の認定の申請及び同法第 6 条の 3 第 2 項の規定の例により行われる専門医療機関連携薬局の認定の申請は、令和 3 年 6 月 1 日以降に受付を開始する予定であり、法施行前においても受付を可能とするよう、認定の申請については、令和 3 年 6 月 1 日から施行することとしたものであること。
- 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局について、認定の申請及び認定の更新の申請に係る手数料はいずれも 11,000 円と、書換え交付の申請に係る手数料は 2,000 円と、再交付申請に係る手数料は 2,900 円と設定したこと。
- 認定の申請の方法等や受付開始時期については、別途通知すること。

公印省略

2 薬第 3 2 2 5 号

令和 3 年 3 月 3 0 日

各保健所設置市薬務主管課長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

(監視係)

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部改正について (通知)

このことについて、本日、福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (令和 3 年福岡県条例第 8 号。以下「改正条例」という。) を別添のとおり公布いたしましたのでお知らせします。

つきましては、下記の点に御留意の上、適切な運用についてよろしくお願いいたします。

記

1 改正の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第 63 号。以下「改正法」という。) 等の制定により、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度が創設されることに伴い、当該認定の申請等に対する審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の申請等に対する審査に係る手数料について定めるほか、この条例中で引用している医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。) 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 (昭和 36 年政令第 11 号) に条項移動が生じたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであること。

3 公布日

令和 3 年 3 月 3 0 日

4 施行期日

令和 3 年 8 月 1 日から施行する。ただし、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の申請に係る改正条例第 1 条の規定については、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

5 留意事項

- 改正法附則第 12 条第 7 項の規定による改正後の医薬品医療機器等法第 6 条の 2 第 2 項の規定の例により行われる地域連携薬局の認定の申請及び同法第 6 条の 3 第 2 項の規定の例により行われる専門医療機関連携薬局の認定の申請は、令和 3 年 6 月 1 日以降に受付を開始する予定であり、法施行前においても受付を可能とするよう、認定の申請については、令和 3 年 6 月 1 日から施行することとしたものであること。
- 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局について、認定の申請及び認定の更新の申請に係る手数料はいずれも 11,000 円と、書換え交付の申請に係る手数料は 2,000 円と、再交付申請に係る手数料は 2,900 円と設定したこと。